

こ障福第 3191 号
令和 8 年 1 月 20 日

指定障害児通所支援事業所 管理者
指定障害児相談支援事業所 管理者 各位

横浜市子ども青少年局障害児福祉保健課長

指定障害児通所支援事業所、障害児相談支援事業所に係る指定更新について（通知）

日頃より横浜市障害児福祉保健に関する事務に多大な御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者、指定障害児相談支援事業者が、6年間の指定有効期間満了後に引き続き指定を受けようとする場合、指定更新手続が必要です。

令和 7 年 9 月以降に更新を希望する事業所より従来の紙ベースでの書類の提出から横浜市電子申請システムにて電子申請（PDF データを提出）していただく運用に変更していますのでご注意ください。

指定更新につきましては、当課より個別に連絡を行っておりませんので、各事業所で指定有効期間を管理いただき期限内に書類を提出してください。令和 8 年度から令和 9 年度に更新予定の事業所については別紙 1 の通りです。

更新手続の詳細について以下に記載いたしますので、手続に不備が無いように御注意ください。

1 申請受付期間

横浜市では、原則として指定有効期間満了日が属する月の「前月の 1 日から 15 日まで」を、指定更新の申請受付期間としています。

（例）令和 8 年 4 月更新の場合、申請受付期間は令和 8 年 2 月 1 日～2 月 15 日

2 更新申請手続に必要な書類

サービス種別や指定状況によって異なります。別紙 2 の内容を御確認ください。

なお、国より指定更新等について様式の標準化が進められています。申請書類が現在掲載しているものから今後変更になりますので、書類作成時に掲載している最新の様式で作成してください。

3 更新申請書類の様式等

更新申請書類の様式等については、ウェブサイト「障害福祉情報サービスかながわ」の「書式ライブラリ」よりダウンロードすることができます。

裏面あり

【URL】 <http://www.rakuraku.or.jp/shienhi>

【DL 場所】 [文書/カテゴリ検索](#)

⇒ [2. 横浜市からのお知らせ](#)

⇒ [「⑨-2 指定更新について（児童福祉法）」](#)

※ 様式や書類等は、県・指定都市・中核市で異なります。横浜市の様式をお使いください。

※ 横浜市電子申請システムの指定更新提出フォームにも、同じ様式等を掲載しています。

4 書類の提出方法

下記 URL から提出してください。

【URL】

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/b4183a01-6c1a-4c9c-8222-8199b485975c/start>

※ 不足書類等の不備がある場合、メール等にて修正や追加提出を求める場合がございます。

5 提出にあたっての注意事項

- (1) 提出書類について、横浜市から受理証明や写しを返送する等の対応は行いません。
- (2) 申請受付期間を厳守してください。期間超過した場合、指定更新できない場合がございます。

6 指定更新通知書

更新手続を完了した事業所については、指定更新通知書を送付します。発送は、更新月の初旬以降になります。

7 その他

更新手続を行わない場合、有効期間満了によってその効力を失います。指定更新を行う予定がない場合、事業所廃止等の手続を行って頂くため速やかに担当まで御連絡ください。また、児童発達管理責任者が欠如している等、指定基準を満たさない場合は指定更新ができません。

【参考】指定更新について（児童福祉法）

第二十一条の五の十六 第二十一条の五の三第一項の指定は、六年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

○2 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この条において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

○3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

担当:横浜市こども青少年局障害児福祉保健課

Tel : 045-671-4274 Fax : 045-663-2304

E-mail : kd-syogaijitsusyo@city.yokohama.lg.jp